

改正

平成27年10月9日条例第49号

山形県立農業大学校条例をここに公布する。

山形県立農林大学校条例

(設置)

第1条 農林業を担う優れた人材及び農山村地域において指導的役割を担う者を養成するとともに農林業者等の研修を行うため、山形県立農林大学校（以下「大学校」という。）を新庄市大字角沢1366番地に置く。

(部及び修業期間)

第2条 大学校に次の表の左欄に掲げる部を置き、当該部の修業期間は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

部	修業期間
養成部	2年
研修部	研修の内容に応じて知事が定める期間

(入校資格)

第3条 大学校に入校することができる者は、次のとおりとする。

(1) 養成部

学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると知事が認めた者

(2) 研修部

農林業者、農山村地域の指導者その他知事が研修を受けさせることが適当と認めた者

(入校の許可)

第4条 大学校に入校しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(戒告処分等)

第5条 知事は、大学校の規律を乱し、又は入校者としてふさわしくない行為をした者に対しては、戒告し、又は退校を命ずることができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

(山形県立農業大学校条例の廃止)

2 山形県立農業大学校条例（昭和51年3月県条例第24号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧条例に基づく山形県立農業大学校に在籍する者は、規則で定めるところにより第2条に規定する養成部に編入するものとする。

附 則（平成27年10月9日条例第49号）

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

2 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(山形県立農業大学校の授業料等徴収条例の一部改正)

3 山形県立農業大学校の授業料等徴収条例（平成18年7月県条例第48号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕